

基準等遵守の確認をするためのチェックリスト

「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月）」に準拠

確認日：2025年4月1日

確認者：医療法人Palette 上田厚登

対象医療機関：上田皮ふ科PAAK／上田皮ふ科ゼロフル

1. オンライン診療の提供に関する事項

項目	遵守／推奨	備考
(1) 医師－患者関係／患者合意		
i オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、医師と患者との間で合意がある場合に行う。	遵守	
ii iの合意を行うに当たっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。	遵守	オンライン受診勧奨については、患者からの連絡に応じて実施する場合には、患者側の意思が明白であるため、当該確認は必要ではない。
iii オンライン診療を実施する都度、医師が医学的な観点から実施の可否を判断し、オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに適切な対面診療につなげる。	遵守	
iv 医師は、患者のiの合意を得るに先立ち、患者に対して以下の事項について説明を行う。 ・触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られていることから、対面診療を組み合わせる必要があること ・オンライン診療を実施する都度、医師がオンライン診療の実施の可否を判断すること ・(3)に示す「診療計画」に含まれる事項	遵守	緊急時にやむを得ずオンライン診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行う。
(2) 適用対象		
i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得る。	遵守	
ii オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断し、オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する（対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。）。	遵守	緊急性が高い症状の場合は速やかに対面受診を促す。
iii 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行う。	遵守	既往歴、服薬歴、アレルギー歴等の他、症状から勘案して問診及び視診を補完するのに必要な医学的情報を過去の診療録等から把握でき、患者の症状と合わせて医師が可能と判断した場合にも実施できる。
iv 「かかりつけの医師」以外の医師が診療前相談を行った上で初診からのオンライン診療を行う場合、安全性が担保されたオンライン診療を実施できるよう、オンライン診療の実施後、適切に対面診療につなげられるようにしておく。	遵守	
v 診療前相談により対面受診が必要と判断した場合であって、対面診療を行うのが他院である場合は、診療前相談で得た情報について必要に応じて適切に情報提供を行う。	遵守	
vi 診療前相談を行うにあたっては、結果としてオンライン診療が行えない可能性があることや、診療前相談の費用等について医療機関のホームページ等で示すほか、あらかじめ患者に十分周知する。	遵守	
vii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行う。	遵守	急病急変患者であっても、対面診療後、容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。

項目	遵守／推奨	備考
viii 特定の複数医師が関与することについて「診療計画」で明示しており、いずれかの医師が直接の対面診療を行っている場合は、これらの医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。	遵守	
患者の同意を得た上で、診療録記載を含む十分な引継ぎを行っていれば、予定されていない代診医がオンライン診療を行うことが可能。	遵守	
主に健康な人を対象にした診療であり、対面診療においても一般的に同一医師が行う必要性が低いと認識されている診療を行う場合等においても、特定の複数医師が交代でオンライン診療を行うことが可能。	遵守	健康診断など疾患の治療を目的としていない診療（診察、診断等）などが想定される。
ix <<禁煙外来を行う医療機関の場合>> 禁煙外来については、定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。	遵守	当院では禁煙外来を実施していないため、実質的に該当しない。
<<緊急避妊に係る診療を行う医療機関の場合>> 緊急避妊に係る診療については、産婦人科医又は厚生労働省が指定する研修を受講した医師が、初診からオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、一錠のみの院外処方、薬剤師の面前での内服、約三週間後の対面受診によるフォローアップ等の要件を満たすこと。	対象外	当院では緊急避妊診療は実施しておりません。
X 自身の心身の状態に関する情報の伝達に困難がある患者については、伝達できる情報が限定されるオンライン診療の適用を慎重に判断する。	推奨	
(3) 診療計画		
i 医師は、オンライン診療を行う前に、直接の対面診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて「診療計画」（診療内容、対面診療との組み合わせ、診療時間、実施方法、中止条件、急変時対応方針等を含む）を定め、2年間は保存する。	遵守	
ii 初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針を患者に説明する。その後、オンラインでの診療継続又はその見込みのある場合、可及的速やかに診療計画を定め、保存する。	遵守	
iii オンライン診療において、映像や音声等を保存する場合には、事前に医師－患者間で保存の要否や保存端末等の取り決めを明確にし、双方で合意する。	遵守	
iv オンライン診療を実施する医師自らが対応できないことが想定される場合、急変に対応できる医療機関に対して当該患者の診療録等必要な医療情報が事前に伝達されるよう、適切な体制を整える。	遵守	
v 「診療計画」は、文書又は電磁的記録により患者が参照できるようにする。	推奨	
vi 複数の医師が同一の患者に対しオンライン診療を行う場合等において、既に作成されている「診療計画」を変更することにより患者の不利益につながるときは、患者の意思を十分尊重した上で、当該「診療計画」を変更せずにオンライン診療を行う。	推奨	
(4) 本人確認		
i 緊急時等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。	遵守	かかりつけの医師がオンライン診療を行う場合等、社会通念上、当然に本人であると認識できる状況であった場合には、診療の都度本人確認を行う必要はない。
ii 初診でオンライン診療を実施する場合、当該患者の本人確認は、顔写真付き身分証明書等、規定のいずれかの方法により行う。	遵守	
iii 医師の本人証明の方法として、なりすまし防止のために、原則として、顔写真付きの身分証明書を用いて医師本人の氏名を示す。	遵守	
iv 「医籍登録年」を伝える等、医師が医師の資格を保有していることを患者が確認できる環境を整える。	遵守	
(5) 薬剤処方・管理		

項目	遵守／推奨	備考
i 患者の心身の状態の十分な評価を行うため、初診からのオンライン診療の場合及び新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、関係学会が定める診療ガイドラインを参考に行う。初診の場合、麻薬及び向精神薬の処方、特に安全管理が必要な医薬品の処方、8日以上以上の処方は行わない。	遵守	
ii 医師は、患者に対し、現在服薬している医薬品を確認する。患者は医師に対し正確な申告を行う。	遵守	
iii 医師は、患者に対し、かかりつけ薬剤師・薬局の下、医薬品の一元管理を行うことを求める。	推奨	
(6) 診察方法		
i 医師がオンライン診療を行っている間、患者の状態について十分に必要な情報が得られていると判断できない場合には、速やかにオンライン診療を中止し、直接の対面診療を行う。	遵守	
ii オンライン診療では、可能な限り多くの診療情報を得るために、リアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を採用する。オンライン診療は、文字、写真及び録画動画のみのやりとりで完結してはならない。	遵守	
iii オンライン診療において、医師は、情報通信機器を介して、同時に複数の患者の診療を行ってはならない。	遵守	
iv 医師の他に医療従事者等が同席する場合は、その都度患者に説明を行い、患者の同意を得る。	遵守	
v 医師と患者が1対1で診療を行っていることを確認するために、オンライン診療の開始時間及び終了時間をアクセスログとして記録するシステムとする。	推奨	
vi オンライン診療を実施する前に、直接の対面で、実際に使用する情報通信機器を用いた試験を実施し、情報通信機器を通して得られる画像の色彩や動作等について確認する。	推奨	

2. オンライン診療の提供体制に関する事項

項目	遵守／推奨	備考
(1) 医師の所在		
i オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属及び当該オンライン診療実施病院等の問い合わせ先を明らかにする。	遵守	
ii 患者の急病急変時に適切に対応するため、患者が速やかにアクセスできる医療機関において直接の対面診療を行える体制を整える。	遵守	
iii 医師は、騒音により音声聞き取れない、ネットワークが不安定である等、適切な判断を害する場所でオンライン診療を行ってはならない。	遵守	
iv オンライン診療を行う際は、診療録等、過去の患者の状態を把握しながら診療すること等により、医療機関に居る場合と同等程度に患者の心身の状態に関する情報を得られる体制を整える。	遵守	緊急やむを得ない場合には、この限りでない。
v 第三者に患者の心身の状態に関する情報の伝わることのないよう、医師は物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療を行う。	遵守	
vi オンライン診療実施病院等は、ホームページや院内掲示等において、本指針を遵守した上でオンライン診療を実施している旨を具体的に公表する。	遵守	医療機関のホームページに本チェックリストを公表することも考えられる。
vii オンライン診療を行う医師は、患者が速やかにアクセスできる医療機関に容易にアクセスできるよう努める。	推奨	
(2) 患者の所在		
i 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。	遵守	患者に対して、オンライン診療を受ける場所について適切に説明し協力を得ることが重要である。
ii プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行わなければならない。		

項目	遵守／推奨	備考
iii <<（同じ場所にいる）特定多数人に対してオンライン診療を提供する場合>> 特定多数人に対してオンライン診療受診施設以外でオンライン診療を提供する場合には、診療所の届出を行う。	遵守	該当なし（当院での該当ケースなし）
(3) 患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）		
i 医師の指示による診療の補助行為の内容として、「診療計画」若しくは訪問看護指示書又はその両方に基づき、予測された範囲内において診療の補助行為を行う。	遵守	該当なし（当院での該当ケースなし）
ii D to P with Nを行う医師は、原則、訪問診療等を定期的に行っている医師であり、看護師等は同一医療機関の看護師等あるいは訪問看護の指示を受けた看護師等とする。	遵守	該当なし（当院での該当ケースなし）
(4) 患者が医師という場合のオンライン診療（D to P with D）		
i 情報通信機器を用いて診療を行う遠隔地にいる医師は、事前に直接の対面診療を行わずにオンライン診療を行うことができる。患者の側にいる医師は、既に直接の対面診療を行っている主治医等である必要がある。	遵守	該当なし（当院での該当ケースなし）
ii 診療の責任の主体は、原則として従来から診療している主治医等の医師にあるが、問題が生じた場合の責任分担等についてあらかじめ協議しておく。 （遠隔手術・高度専門性診療を含む）	遵守	該当なし（当院での該当ケースなし）
(5) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）		
1) 医療機関が行うべき対策 i 医療機関は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。	遵守	
1-1) 基本事項 i 医療機関は、事業者による説明を受け、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを確認し、責任分界点について確認する。	遵守	
ii 医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるオンライン診療システムを使用する際は、「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を併せて実施する。汎用サービスを使用する際は、医療情報システムに影響を与えない設定とする。	遵守	
iii 医療機関は、患者に対してセキュリティリスクを説明し、合意を得た上で、双方が合意した旨を診療録に記載し、オンライン診療を実施する。	遵守	
iv 「診療計画」を作成する際、セキュリティリスク等とその対策及び責任の所在について患者からの問い合わせに対応できるよう、説明文書の準備又は対応者の準備を行う。	遵守	
v オンライン診療システムを用いる場合は、OSやソフトウェアのアップデートについて、事業者と協議・確認した上で実施する。	遵守	
vi 医療機関は、必要に応じてセキュリティソフトをインストールする。	遵守	
vii オンライン診療に用いるシステムを使用する際には、多要素認証を用いる。	推奨	
viii オンライン診療を実施する際は、患者がいつでも医師の本人確認及び医師の所属医療機関の確認ができるように必要な情報を準備する。	遵守	
ix オンライン診療システムを用いる場合は、患者がいつでも医師の本人確認ができる情報及び医療機関の問い合わせ先をオンライン診療システム上に掲載する。	遵守	
X オンライン診療システムが後述の2)に記載されている要件を満たしていることを確認する。	遵守	
xi 医師がいる空間において診療に関わっていない者が診察情報を知覚できないようにする。また、患者がいる空間に第三者がいないことを確認する。	遵守	患者がいる空間に家族等やオンライン診療支援者がいることを医師及び患者が同意している場合を除く。

項目	遵守／推奨	備考
xii 医師は、オンライン診療実施時に、意図しない第三者が通信に紛れ込む三者通信や患者のなりすましが起こっていないことに留意する。	遵守	
xiii プライバシーが保たれるように、患者側、医師側ともに録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないよう確認する。	遵守	
xiv オンライン診療においてチャット機能を補助的に用いる場合には、セキュリティリスクとベネフィットを勘案したうえで、使用するソフトウェアやチャット機能の使用方法について患者側に指示する。	遵守	
xv 患者から提示された二次元バーコードやURL等のリンク先へのアクセス及びファイルのダウンロード等はセキュリティリスクが高いため行わない。	推奨	
xvi オンライン診療を実施する医師は、オンライン診療の研修等を通じて、セキュリティリスクに関する情報を適宜アップデートする。	遵守	
xvii・xviii 医療情報を取得する目的で外部のPHR等の情報を取り扱う場合、影響の有無に応じて「医療情報安全管理関連ガイドライン」に沿った対策を実施する、又は医療機関と患者の間で合意を得た上でオンライン診療を実施する。	遵守	
1-2) 医療機関が汎用サービスを用いる場合に特に留意すべき事項 i～iv 意図しない三者通信の防止、汎用サービスのセキュリティポリシーの確認、内在するセキュリティリスクの理解、端末立ち上げ時の操作者認証を実施する。	遵守	
2) オンライン診療システム事業者が行うべき対策 事業者が構築するシステムが、セキュリティ面で安全な状態を保ち、医療機関に対して十分な説明を行っていることを、契約・導入時に確認する。	遵守	事業者側の対策項目（2-1、2-2）については、導入するオンライン診療システムの提供事業者による対応状況を確認済み。

3. その他オンライン診療に関連する事項

項目	遵守／推奨	備考
(1) 医師教育／患者教育		
i 医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得する。	遵守	
ii 医師－患者間の信頼関係を構築した上で、さらにオンライン診療の質を向上させるためには、より適切な情報の伝え方について医師－患者間で継続的に協議する。	推奨	
iii 患者が情報通信機器の使用に慣れていない場合については、オンライン診療支援者が機器の使用の支援を行ってもよいが、医師は、あらかじめ必要な説明を行う。	推奨	
(2) 質評価／フィードバック		
i オンライン診療では、質評価やフィードバックの体制の整備が必要である。質評価においては、医学的・医療経済的・社会的観点など、多角的な観点から評価を行う。	推奨	
ii 対面診療と同様に診療録の記載は必要であるが、対面診療における診療録記載と遜色の無いよう注意を払う。診断等の基礎となる情報を保管する場合は、医療情報安全管理ガイドライン等に準じてセキュリティを講じる。	遵守	
(3) エビデンスの蓄積		
i 医師は、電子カルテ等における記録において、日時や診療内容などについて可能な限り具体的な記載をするよう心掛けるとともに、オンライン診療である旨が容易に判別できるよう努める。	推奨	